

千代田区職労規約改正案

2010年11月10日

1、区職労規約第6条（組合員の権利）について、ただし書きを削除し、再任用・再雇用・非常勤組合員にも被選挙権を付与することとする。

2、この内容について、2011年9月まで職場討議とし、2012年度区職労定期大会で決定することとする。

3、改正理由

①すべての組合員の権利を平等に保障し、組合民主主義を徹底するためである。その上で、区職労運営に生かしてもらいたい。

現行規約	改正案
<p>(組合員の権利)</p> <p>第6条 この組合の組合員は、すべて第8条（資格の喪失）に該当しない限り、この規約ならびに諸規程の定めるところにより次の権利を有する。<u>ただし、再任用組合員及び再雇用組合員、非常勤組合員は、被選挙権を有しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none">① この組合の獲得した諸条件並びにこの組合の行う事業の特典を享有する権利② 役員の選挙権、被選挙権並びに改選要求権③ 規約に基づいて組合の諸会議に出席し、発言し、採決に加わる権利並びに自己に不利益な決議をしようとするあらゆる会議に自己自ら出席し、弁明する権利④ 組合運営について批判ないし意見を自由に申し出て、又必要に応じて会計簿冊並びに証拠書類を閲覧する権利⑤ その他すべての問題について均等の取り扱いを受ける権利	<p>(組合員の権利)</p> <p>第6条 この組合の組合員は、すべて第8条（資格の喪失）に該当しない限り、この規約ならびに諸規程の定めるところにより次の権利を有する。</p> <ul style="list-style-type: none">① この組合の獲得した諸条件並びにこの組合の行う事業の特典を享有する権利② 役員の選挙権、被選挙権並びに改選要求権③ 規約に基づいて組合の諸会議に出席し、発言し、採決に加わる権利並びに自己に不利益な決議をしようとするあらゆる会議に自己自ら出席し、弁明する権利④ 組合運営について批判ないし意見を自由に申し出て、又必要に応じて会計簿冊並びに証拠書類を閲覧する権利⑤ その他すべての問題について均等の取り扱いを受ける権利